



平成21年(わ)第1800号

第5回公判調書(手続)

被告人氏名 A 大高正二(出頭) /
B 山野咲子(出頭) /
C 橋本和憲(出頭) /
被告事件名 ABC 名誉毀損 /
公判をした年月日 平成22年3月26日 /
公判をした裁判所 千葉地方裁判所刑事第1部 /
裁判長裁判官 彦坂孝孔 /
裁判官 角谷比呂美 /
裁判官 土倉健太 /
裁判所書記官 田島 聡 /
裁判所速記官 高橋まり子, 中山つね, 木内すみい
検察官 土居景子
出頭した弁護人 A(主任) 弁護士 徳彦, 西村 誠
BC 中村俊夫

検察官の意見

別紙論告要旨記載のとおり

弁護人の意見

主任弁護人

- 1 本日付け弁論要旨記載のとおり
- 2 本日付け弁論要旨記載第4については、検察官が公文書をねつ造したと評価できるという趣旨です。

中村弁護人

本日付け弁論要旨記載のとおり

被告人の最終陳述

被告人大高

別紙速記録記載のとおり

被告人山野

- 1 本日付け「冒頭陳述要旨について」と題する書面及び本日付け「弁護人の主張に対する意見書」と題する書面記載のとおり
- 2 上記書面に付け加えて、根抵当権設定約定書、この原本が私の部屋から消えておりますが、告訴状の添付書類5の中の6として提出されております。この根抵当権設定約定書原本はなぜ出されたのか、私は非常に不審に思います。要するに、やくざ者を使って部屋の中を荒らしてきたという確たる証拠であると私は思います。以上です。

被告人橋本

本日付け陳述書及び別紙速記録記載のとおり

被告人山野

告訴状は、千葉地検から7月31日に告訴状が出されておりますが、逮捕されたのは7月10日です。そして調書も何もないままに、7月31日に私たちは起訴になっております。そして2か月勾留になっておりますが、その間、橋本さんも言われましたが、私は木更津の留置場のほうに連れていかれました。手錠と腰縄掛けられて。ぎゅうぎゅうに手錠を掛けられて、痛いも何もないんですよ。そして、警察法1条1項によって、身体・生命・財産を守らねばならないという職務規定にのっとり、警察法は運営されていると思います。また、逮捕について、時間的なもの、その辺りのことについて、私は非常におかしいと思います。書面を見れば、土居景子検事ですか、6月5日に告訴状を出したって。そんなもの、調書の中には何もありません。7月31

日告訴，7月31日起訴。調書のないままの起訴。取調べも何もない，
そういうふうな起訴です。そして今日初めて開廷前に弁護士さんから，
6月5日の告訴状。そういうふうなありありのうそが，ばればれじゃ
ないですか。それで手錠と腰縄掛けて，突っ込んで。あんたは対象外
事件だから弁護士しか駄目なのよ。お金がない人はどうするんですか。
そして，身体生命は守っても財産までは知らないって，ばっちゃん
とドア閉めて。それが留置場のすることですよ。

指定告知した次回期日（判決宣告）

平成22年4月22日 午後1時30分

平成22年3月31日

千葉地方裁判所刑事第1部

裁判所書記官 田 島

